

暴力団等でない旨の誓約書の提出について

平成24年4月1日に熊本市暴力団排除条例が施行されることに伴い、熊本市が発注する建設工事に関連する契約を締結する場合、自らが暴力団等でない旨の誓約書を提出しなければなりません。

◆ 誓約書提出対象者及び提出相手方

○誓約書の提出対象者・・・熊本市が発注する建設工事における元請負人及び下請負人（6次下請まで）並びに資材納入等契約者（3次契約まで）

○誓約書の提出相手方・・・元請負人は熊本市、下請負人は下請契約を締結した契約相手方、資材納入等契約者は資材納入等契約を締結した契約相手方（次頁の図を参照）

◆ 誓約書の保管

誓約書提出対象者から提出を受けた誓約書は、当該誓約書に係る契約締結日から5年間保管しなければなりません。

※ただし、当該契約の契約金額が100万円を超えない場合又は1件の工事において、同一当事者間で複数の契約を締結した場合の契約金額の総額が100万円を超えない場合は、誓約書の提出は必要ありません。

※上記に違反した場合は、5万円以下の過料に処せられます。また、市が求める報告若しくは資料の提出をせず、又は報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した場合は20万円以下の罰金に処せられます。

○お問い合わせ○

熊本市役所 総務局 契約監理部 工事契約課 電話：096-328-2442

誓約書提出の対象者と提出相手方

